

2023年 月 日

青森労働局長 殿

住 所 青森県八戸市大字河原木字遠山新田 5-2  
組合名 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部  
代表者 委員長 鈴木 久 雄

## 申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県鉄鋼業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

## 記

## 1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

青森県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

1, 377人

## 2. 改正を申し出る最低賃金の件名

青森県鉄鋼業最低賃金

## 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数874人

青森県における鉄鋼業を営む使用者に適用される労働者数1, 377人

$= 0.635 > 1/3$  以上

(最も低い) 労働協約の金額 = 992円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 958円/時間

## 5. 個々の労働者の合意書

不要



6. 添付書類

- ① 労働協約の写し。
- ② 申出合意書及び委任状
- ③ 青森県における鉄鋼業の事業所数及び労働者数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以上

2023年 7月 日

青森労働局長 殿

青森県三沢市南町3丁目31-2776  
電機連合青森地域協議会  
議長 小川 辰也

## 申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

記

### 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

4, 024人

### 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、電球・電気照明器具製造業、電子計算機、同付属装置製造業及び医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。

次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 部分品・機器等の組立または加工業務のうち、小型電動工具または手工具を用いて行なうかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取り付けまたは小型機器の簡易な操作に主として従事する者
- (4) 清掃、片付け又は賄い、運搬及び警備の業務に主として従事する者

以上 約7, 103人



### 3 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

### 4 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。  
尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 5 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) 青森県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に働く労働者の賃金は、2021年青森県の工業(青森県企画政策部統計分析課)によれば、事業所規模による格差が存在しており、公正競争確保のためにも産業別最低賃金の改定が必要であること。

### 6 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 個々の労働者の合意書
- (5) 申出代表者に対する委任状
- (6) 賃金格差の存在を示す疎明資料

2023年7月 日

青 森 労 働 局 長 殿

青森市中央1丁目1-21  
青森日商連中央ビル内  
U A ゼンセン青森県支部  
支 部 長 保 田 武 利

## 申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県各種商品小売業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

### 記

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

1, 184 名

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

以上 約 1, 536 名

3 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県各種商品小売業最低賃金



#### 4 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても小売業に占めるウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) 厚生労働省が発表している「2022年度賃金構造基本統計調査」によれば、青森県において、小売業・1,000人以上企業規模の時間当たり賃金（きまって支給する現金給与額／所定内実労働賃金）が男性1,732円・女性1,253円であるのに対し、100人～999人の企業規模では男性1,710円・女性1,111円となっており、それぞれ男性で22円・女性で142円程度の規模間格差が存在している。このような賃金の規模間格差が、本県の各種商品小売業の適正な販売価格等の公正競争の妨げになっているものと推定されるものである。

#### 6 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 申出代表者に対する委任状
- (5) 「2022(令和4)年賃金構造基本統計調査結果」

以上

2023年 月 日

青森労働局長 殿

弘前市境関1丁目1-7  
全日本自動車産業労働組合総連合会  
青森地方協議会 議長 斉藤 隆太

## 申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、青森県自動車小売業最低賃金の改正を下記のとおり申出る。

記

### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

青森県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。

1, 887人

### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

青森県において、自動車小売業(二輪自動車小売業を除く)を営む使用者に使用されている労働者。

但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者

以上 約4, 876名

### 3. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

青森県自動車小売業最低賃金



#### 4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、青森県において、販売額、従業員数などからみても県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性をもつこと。
- (3) 青森県において自動車小売業に働く労働者の賃金実態を調査した資料は見当たらないが、2022年賃金構造基本統計調査によれば、小売業・1,000人以上企業規模の時間当たり賃金(きまって支給する現金給与額/所定内実労働賃金)が男性1,732円・女性1,253円であるのに対し、100人~999人の企業規模では男性1,710円・女性1,111円となっており、それぞれ男性で22円・女性で142円程度の規模間格差が存在している。このような賃金の規模間格差が、本県の各種商品小売業の適正な販売価格等の公正競争の妨げになっているものと推定されるものである。

#### 6. 添付書類

- (1) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の数を記した書面
- (2) 賃金の最低額に関する労使協定書の写
- (3) 機関決定の写
- (4) 申出代表者に対する委任状
- (5) 賃金格差の存在を示す疎明資料  
「2022年(令和4年)賃金構造基本統計調査結果」

以上